

## 浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、放課後や長期休業期間において、市民協働の理念にのっとり、地域で自発的、主体的に安全・安心な子供の居場所を提供し、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する団体の支援を目的とする浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、地域において子供の健全育成に寄与する市民活動団体とする。

2 前項の市民活動団体とは、事業を実施するにあたっては営利を目的とせず、市民及び事業者が社会貢献性を持つ市民活動(コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動等をいい、政治活動及び宗教活動を除く。)に自主的に参加し自発的に行う団体(以下「運営団体」という。)をいう。

### (対象)

第3条 事業の対象となる子供は、市内の全地域の児童とする。

### (事業内容)

第4条 事業は、家庭や地域と連携し、放課後や長期休業期間の子供たちと地域住民の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図りながら次に掲げる内容を行うものとする。

放課後や長期休業期間における子供たちの安全・安心な居場所の確保

読書、予習・復習、宿題等、自主学習の機会の提供

将棋や囲碁などのゲームや昔遊び、工作、地域や季節の行事などの体験活動や奉仕活動の中で、様々な世代の地域住民と交流する機会の提供

前3号に掲げるもののほか、地域での子供の健全育成の推進に必要な事業

### (実施場所)

第5条 事業は、地域の実情に応じて、子供たちが安全に、安心して多様な活動が可能な場所で実施するものとし、当該実施場所は、運営団体が決定する。

### (実施日)

第6条 事業は、おおむね週1日以上の実施を原則とし、運営団体は、地域の実情を考慮して、実施日を決定するものとする。

### (奨励金交付)

第7条 市は、市内で本要綱に定める事業を実施する運営団体に奨励金を交付する。ただし、交付を受ける運営団体は児童・運営ボランティアの安全を図るため、保険等に加入するものとする。

2 奨励金の額は予算の範囲内とする。

( 奨励金申請等 )

第 8 条 奨励金の交付を受けようとする運営団体は、交付を受けようとする前年度の 8 月末日までに、「浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業運営団体認定及び奨励金交付申請書」( 第 1 号様式 )( 以下「申請書」という。 ) に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業実施計画書 ( 第 2 号様式 )

団体趣意書、定款、規約等、団体の内容が分かるもの

浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業運営団体役員名簿 ( 第 3 号様式 )

浜松市放課後子供の居場所づくり事業の実施場所を明示する地図、図面、写真 ( 建物全景と活動場所となる室内 )

浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業登録児童名簿 ( 第 4 号様式 )

保険証の写し等、保険の加入を証明するもの

その他市長が必要と認める書類

ただし、 浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業登録児童名簿、 保険証等の写し等、保険の加入を証明するものについては実施前までに、速やかに提出するものとする。

2 市は、運営団体から申請書の提出を受け、審査のうえ適正と認めた場合は「浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業運営団体認定及び奨励金交付決定通知書」( 第 5 号様式 ) により運営団体に通知するものとする。この場合において、市長は、奨励金の交付にあたり必要な条件を付すことができる。

3 通知を受けた運営団体は、事業完了後 10 日以内に、「浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業実績報告書」( 第 6 号様式 )( 以下「実績報告書」という。 ) を市長に提出しなければならない。

4 奨励金は、1 年間の継続的な活動の実績及び実績報告書の提出を受け、審査のうえ、適正と認めた場合に交付するものとする。

5 奨励金は、事業完了後 30 日以内に交付するものとする。

( 補則 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

( 改正 ) 平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

( 改正 ) 平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

（あて先） 浜松市長

住所（所在地）

申請者 運営団体名称及び代表者氏名

電話番号

平成 年度 浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業  
運営団体認定及び奨励金交付申請書

浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業実施要綱第8条第1項の規定により、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、安全・安心な子供たちの居場所を提供したく、浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業運営団体としての認定及び奨励金の交付を申請します。

記

- 放課後子供たちの居場所づくり事業を実施する場所の所在地、名称  
所在地 浜松市 区 町 \_\_\_\_\_  
実施場所名称 \_\_\_\_\_
- 運営団体名 \_\_\_\_\_
- 運営団体の結成年月日 平成 年 月 日 \_\_\_\_\_

添付書類

「浜松市放課後子供の居場所づくり事業計画書」（第2号様式）

団体趣意書、定款、規約等、団体の内容が分かるもの

浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業運営団体役員名簿（第3号様式）

浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業の実施場所を明示する地図、図面、写真（建物全景と活動場所となる室内）

浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業登録児童名簿（第4号様式）

保険証書の写し等、保険への加入を証明するもの

その他市長が必要と認める書類

ただし、登録児童名簿、保険証書の写し等、保険への加入を証明するものについては、実施前までに、速やかに提出するものとする。

第2号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

運営団体名称 \_\_\_\_\_

平成 年度 浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業実施計画書

月	主な活動の内容	実施日数	参加予定人数		
			児童	ボランティア	その他
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

第3号様式（第8条関係）

運営団体名称

平成 年度 浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業運営団体役員名簿

	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

第4号様式（第8条関係）

運営団体名称 \_\_\_\_\_

平成 年度 浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業登録児童名簿

	学校名	学年	氏名		学校名	学年	氏名
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			

登録児童はおおむね10名以上とする。

第5号様式(第8条関係)

浜松市指令第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長 鈴木康友

平成 年度 浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業  
運営団体認定及び奨励金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった浜松市放課後子供たちの居場所づくり  
事業運営団体認定及び奨励金交付申請について浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業  
実施要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり認定し、及び交付します。

記

- 1 放課後子供たちの居場所づくり事業を実施する場所の所在地、名称

所在地 浜松市 区 町

実施場所名称 \_\_\_\_\_

- 2 運営団体名 \_\_\_\_\_

- 3 奨励金交付額 \_\_\_\_\_ 円

- 4 交付時期 事業完了後30日以内

- 5 交付の条件 実施要綱第4条及び第6条に基づく事業を1年間継続すること

第6号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

（あて先） 浜松市長

住所（所在地）

運営団体名称及び代表者氏名

電話番号

平成 年度 浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業実績報告書

本表のとおり活動を実施しましたので、浜松市放課後子供たちの居場所づくり事業実施要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

月	主な活動の内容	実施日数	参加人数		
			児童	ボランティア	その他
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

各月ごと、活動の様子が分かるように活動日を付した写真を添付する。